

平成31年3月26日

八重山労働基準監督署
広報担当者
安全専門官 佐喜真芳弘
電話 0980-82-2344

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用
機械）の特定自主検査の検査業者の皆様へ

2019年5月27日（月）石垣市にて特定自主検査能力向上教育が、公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部主催で行われますので、検査業者の方で能力向上教育が必要な方はご確認ください。

日時 2019年5月27日（月）午前9時～午後5時

場所 大濱信泉記念会館（石垣市字登野城2-70）

問い合わせ先 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会沖縄支部

TEL : 098-879-3744

平成31年4月23日に「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」が石垣市にて建設業労働災害防止協会沖縄県支部主催で行われますので対象の方はご確認ください。

建設業労働災害防止協会沖縄県支部 TEL098-876-5273

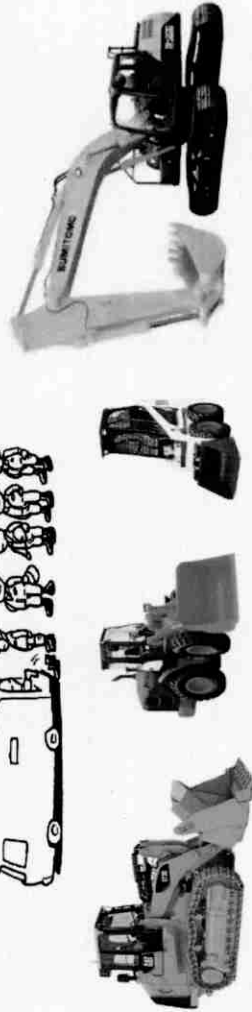
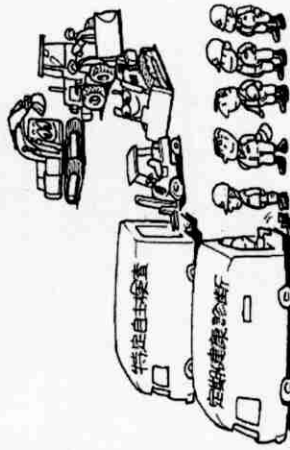
八重山分会 0980-82-5351

「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」の対象者は、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

特定自主検査能力向上教育 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械)

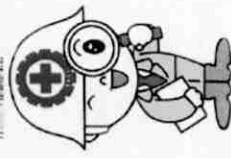
5月27日(月)石垣市で開催します。

日時 : 2019年5月27日(月)午前9時～午後5時
 場所 : 大濱信泉記念館(石垣市宇登野城2-70)



油圧ショベル(クローラ式)
 特定自主検査記録表
 型式 SX 200H
 製造番号 200X1-1234
 性能 0.8 m³
 検査 牛糞市地区長沼原731-1 教習所置場 牛糞市地区長沼原736
 実施期間 H27年10月1日 氏名 鈴木 大太郎 住所・名称 牛糞市地区長沼原736
 責任者名 鈴木 大太郎

区分No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果	検査項目
1	本体	<ul style="list-style-type: none"> ① 目視検査 ② 目視検査 ③ 目視検査 ④ 目視検査 ⑤ 目視検査 ⑥ 目視検査 ⑦ 目視検査 ⑧ 目視検査 ⑨ 目視検査 ⑩ 目視検査 ⑪ 目視検査 ⑫ 目視検査 ⑬ 目視検査 ⑭ 目視検査 ⑮ 目視検査 ⑯ 目視検査 ⑰ 目視検査 ⑱ 目視検査 ⑲ 目視検査 ⑳ 目視検査 ㉑ 目視検査 ㉒ 目視検査 ㉓ 目視検査 ㉔ 目視検査 ㉕ 目視検査 ㉖ 目視検査 ㉗ 目視検査 ㉘ 目視検査 ㉙ 目視検査 ㉚ 目視検査 ㉛ 目視検査 ㉜ 目視検査 ㉝ 目視検査 ㉞ 目視検査 ㉟ 目視検査 ㊱ 目視検査 ㊲ 目視検査 ㊳ 目視検査 ㊴ 目視検査 ㊵ 目視検査 ㊶ 目視検査 ㊷ 目視検査 ㊸ 目視検査 ㊹ 目視検査 ㊺ 目視検査 	目視検査	合格	
エ	エンジン	目視検査	目視検査	合格	エンジン
シ	シリンダー	目視検査	目視検査	合格	シリンダー



公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部

特定自主検査 能力向上教育のしおり

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

能力向上教育について

近年、建設荷役車両においては、メカトロニクス化、高出力化等構造、性能の高度化が図られており、その技術的進展には著しいものがあります。

これらの技術の進展に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係る高度な知識と技能が必要になってきています。

労働安全衛生法では、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、コンクリート打設用機械）及び高所作業車の特定自主検査の有資格者で、当該機械の特定自主検査の業務に従事しておおむね5年以上経過した者を対象に、事業者は、その能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えることとなっています。

当協会では、検査等に係わる高度な知識と技能を向上していただくために、能力向上教育を5年毎に受講することを推奨しています。

以下に公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「^{カンキョウ}建荷協」という。）が実施する能力向上教育の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 教育の種類と対象機械

区 分	教育の種類	対 象 機 械
1. 車両系荷役運搬機械	イ. フォークリフト	フォークリフト
	ロ. 不整地運搬車	不整地運搬車
2. 車両系建設機械	ハ. 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	① プル・ドーザー ⑧ ドラグ・ショベル ② モーター・グレーダー ⑨ ドラグライン ③ トラクター・ショベル ⑩ クラムシェル ④ ずり積機 ⑪ バケット掘削機 ⑤ スクレーパー ⑫ トレンチャー ⑥ スクレープ・ドーザー ⑬ ブレーカ ⑦ パワー・ショベル ⑭ 解体用つかみ機等 * 不整地運搬車
	ニ. 基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	① くい打機・くい抜機 (ディーゼルパイルドライバー、油圧パイルドライバー、 振動パイルドライバー) ② アース・ドリル ③ リバース・サーキュレーション・ドリル ④ せん孔機 (チューピングマシンを有するものに限る。) ⑤ アース・オーガー (含む建柱車) ⑥ ペーパー・ドレン・マシン等 * 不整地運搬車
	ホ. 締固め用機械	ローラー等 (含む ロードローラー、タイヤローラー、 振動ローラー、ハンドガイドローラー)
	ヘ. コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
3. 高所作業車	ト. 高所作業車	高所作業車 (作業床の高さが2メートル以上)

2. 教育の種類と対象者

教育の種類		対象者	受講時期
イ	フォークリフト	フォークリフトの特定自主検査の検査資格を有する者	特定自主検査の検査資格を取得後、概ね5年ごと
ハ	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ニ	基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	基礎工事用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ホ	締固め用機械	締固め用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ヘ	コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車の特定自主検査の検査資格を有する者	
ト	高所作業車	高所作業車の特定自主検査の検査資格を有する者	

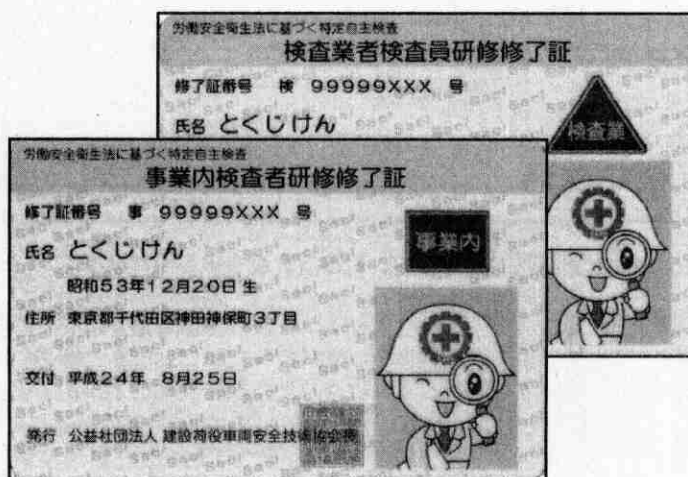
(注) 「不整地運搬車」は、車両系荷役運搬機械に属しますが、車両系建設機械の「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械」及び「基礎工事用機械」の検査資格を有する者は、同時に「不整地運搬車」の検査資格も有することから、この能力向上教育では、「整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械」及び「基礎工事用機械」のコースに「不整地運搬車」を含めた内容としています。

3. 法定カリキュラムに基づく、教育の内容と時間

科目	範囲	教育時間(Hr)
1 最近の当該機械に関する知識	最近の当該機械の傾向と特徴	1.0
2 検査及び検査機器に関する知識	検査の方法	5.0
	検査機器	
	故障診断	
	安全衛生の確保	
3 当該機械に関する災害事例及び関係法令	災害事例とその防止対策	1.0
	労働安全衛生法のうち当該機械に関する事項	
教育時間合計		7.0

(注) ① 表中、当該機械とは受講対象の機械を示します。また、休憩時間は含まれません。
② 教育時間は最低時間を示します。

資格を取って何年ですか？
5年経過したら
『能力向上教育』を受けよう！



たしかかな知識で機械と労働者の安全を確保する！

※ 労働安全衛生法第45条にて特定自主検査について定められていますが、特定自主検査の事業内検査者または検査業者検査員の資格を取得、検査業務に従事しておおむね5年以上経過した者は能力向上教育を受講し、安全の一層の確保をすることが求められています。

関係通達 平6.9.29 基発第600号、平5.7.23 基発第480号、平6.10.5 基発第620号、
平11.9.14 基発第547号、平13.3.22 基発第165号

お問い合わせ先

〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-3
南海建設ビル4階
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部
電話(098)879-3744 FAX(098)879-3757